

遠方からの手紙

TEL 044-555-3078

内

1975年7月25日 発行No:8
松本礼二事務所 川崎支所
〒210 川崎市幸区河原町3-218

戦闘的労働者が問われている 課題の討議を呼びかける

松本礼二

75年国民春闘が結着し、(取り残された多くの苦闘を強いられた組織を別に)各全国単産の大会、中央委員会で、その総括が展開されている。

この75春闘は既成組織が表現している、「敗北」とか、一部の諸君達が言うように、一般労働者大衆の生活欲求のエネルギーが、幹部をのりこえつつある、とかの次元ではとてもそのもたらした歴史的問題性を明らかにすることは不可能な問題を秘めており、われわれにとって、自らの出発点とすら確認して来た「労働組合」の評価の変更を迫らざるを得ない。

新左翼15年、とくに70年以降の5年余の活動が苦闘し、切開き、模索して来た問題性の到達点は、75年春闘が開示した社会関係において決定的飛躍を問われようとしている。

75年春闘は、既成指導部の路線、幹部の裏切りが、活動家の怒りと不満を買っている

のではない、活動家が最も依拠し、期待を寄せている組合員一人一人の何とも度し難い「企業と生活の一体感」が生む「闘争より防衛」という現実、そして、そのような組織での、闘うことの困難性と自己の無力と、従来の「理念」の空しさにある。

戦後の労働組合活動を知る人も、全共闘、反戦青年委運動後の活動家も実践の現実と、理念の間の断差と異質性について正直に感じないものはいない。

われわれの日本の戦闘的労働者の結合の成果として誇りにしてきたものは、今自らの存在そのものを見つめなおすべきときに来たのではないか。オリジンの労働者にとって、「労働組合」(あるがままの)が「階級形成」の場であり「プロレタリアートの学校」であるならば、組合指導権を平和裡に移行させたことは犯罪であり、労働者の「原則」を守り、一人の首切りも許さない、と多数の組合員と訣別して合化太田路線に反抗した日カバの仲

間は誤りとなり、長船第三組合や、石川島のやむにやまれぬ決断を通した組織分離も又、誤りといわれる。

しかし果してそういい切れるのか。今全国の闘争体、闘う仲間問われているのは、自らの存在そのもの、組織分離をかけてまで守ろうとした自らの決意が75年春闘の過程で「社会的」に問われ、「社会」としての体制支配の一翼と変化しつつある労働組合（既成）と自らの関係を解明することのなかにある。

社会的激変期に、旧態然たる理念に固執し、「戦術左翼」「左翼反対派」「企業内反対派」そして何よりも歴史的变化を直視することを恐れて、自らの不決断を合法化する「左翼反対派＝裏切り史観」に立脚する部分との論争、実践による結着こそ今問われている課題である。

それは、「山谷、釜ヶ崎、寿」を取組むとき、地方で公害であれ、開発であれ、福祉であれ、住民の闘いと接点を構築するとき、又、争議拠点、中小下請けの闘う仲間との連帯を問うとき、自からの労働者としてのありようを組織の問題として、権力＝階級の問題として直視することにならざるを得ない。

オリジンの仲間、長崎第三の、石川島の、日カバの、セネ石の、浦賀の、本山のそして官公労の仲間が自らの闘いの内実と問題意識を、実践が垣間見せる本質に照し、「既成の労働組合」の解体のその中に「労働運動」を形成することを希望し、また、古い考え＝「労働者は神様」（党にとっての）が結果する「労働組合至上主義＝左翼反対派史観」に立つ人達がまじめに批判し討論してくれることを望んで、「討論の指針」を送る。

左翼少数派労働運動の再編のために

(75-7)

目次

- I 少数派労働運動の「受動的」性格
- II 少数派の「組合」理念
- III 戦後労働組合の歴史的性格
- IV 少数派労働運動の「二重の課題」
- V 労働組合と「地方」
- VI 少数派労働運動の組織再編
- VII 「地方戦略」の獲得へ
- | 少数派労働運動の「受動的」性格

(1) 少数派組合形成の「受動性」

左翼労働運動はすでに5年近い自らの歴史を歩んできた。いいかえれば、この運動が70年代前半の「反体制」運動全体のなかで事実上問であったかを自らふりかえるべき時にいたっている。この事実は昨年来二、三の新左翼党派によっても指摘されているけれども、その際によりも自らについての事実認識の

甘さを捨てねばならない。

以上の運動はなによりも「生産点」での闘いに執着するという意味で左翼少数派の「組合運動」を主要な形とするとみなしてよいが、しかしこの組合運動の5年間をなにか新たな少数派組合運動主義の「戦略」にもとづくものの如くにみなすことは出来ない。逆にこの運動陣型はこの間の資本及び「既成労働組合」の圧倒的な攻撃のために、個々の運動が事実上余儀なくされた形であった。換言すれば戦後50年代以降のわが国労働組合運動——広くいえば戦後民主主義の革新運動——の反（非）革命的展開がその左翼反対派を組織的分離にまでもたらしたのである。日共からの左派の党的な分離をもって始まった新左翼の歴史がついに既成労働組合組織からの組織的分離をも事実上もたらさざるをえぬことよって、新左翼の運動史が事実上サイクルを終え

たのである。それゆえ、この間の左派少数派労働（組合）運動の性格の解明はすでにその闘いの「敵」でしかなかった「既成労組」の性格との対比のなかではじめてなしうることだ。そして同時に、この対比、解明の作業には、15年におよぶ新左翼の運動をどう総括するかが様々に反映せざるをえないことも、いまのべたことから明らかである。

(2) 「少数派組合主義」というものはない
たとえば、少数派運動の主要な傾向を「個別闘争の自己目的化」や「孤立主義」の路線として評価する見解がある。歴史的に言えば「経済（個別）闘争」の戦闘的展開の自己目的化とされた「サンジカリズム」への批判がここに下敷にされていることはいうまでもない。少数派運動の受動的で過渡的な性格をみず、歴史上の「——イズム」の再来と見なす点でこれは第一に誤りである。また第二に、この評価は少数派の「展望」として、「個別闘争を普遍的闘争へ結合する」「職場経済闘争を政治闘争に結合する」「少数派の闘いを労働者多数の闘いに結合する」ことを求める（註）。この事実評価と展望には、彼らが左翼反対派の公式は知っているもこの15年の実践から何も学ぶところがなかった事実が露呈している。

（註） 全労活交流集会第三回（昨年9月）における「鏡原発言」（第四インター）。

(3) 全労活の現状

いまあげた一例は、少数派運動が飛躍のために自らを知ることと必要とされるにいたっている事実の一つの現われと考へねばならない。実際、全労活に結集する少数派の歴史はこの間様々な形でこの事実を表面化してきた。たとえば73年の第二回交流集会は過去の労働運動の一頂点をきざくとともに、「交流」から独自の「戦線形成」へ脱皮するための内部討論の必要が提起された。だが実際には労活中心メンバーの間で用意されたのは参議院選挙（戸村選挙）へのとり組みであった。こ

れが新左翼諸党派の野合・延命を意図した点は一まずおくとしても、労活に集まる各戦線がそれ自体、一選挙で集約できる——あるいは一致して選挙を「闘う」ことができる——ような性格のものであるかに認定する誤りを犯した。事実は労活運動は全共闘、反戦運動の様々な総括がその内に雑居し、にもかわらず個々の戦線での労働者の闘いの現実から逃亡が許されぬという意識で形成されたものである。内部分化を賭した論争をぬきにもそも労活運動はないし、したがって選挙（政治）闘争の母体という認定も成り立たなかった。

労活の戸村選挙はこうして労活内部の不可欠の討論課題を散逸させた。そして戸村選挙に対する諸党派の無責任という我々の総括は、次の労活第三回集会での論争の茶番劇としてもちこされることになった。すなわち、さきに例示した(2)のような労働運動の「展望」が諸党派から一斉に提起されるという最低の問題設定を生みだしてしまったのである。来るべき第四回集会がなお以上二年間の延長にしかもたれないとすれば、それは労活という結集体の死を確認するものとなるだろう。

II 少数派の「組合」理念

(1) 「プロレタリアート」の理念

少数派の組合運動にとって、プロレタリアートの革命や労働者階級の神話からする「あるべき組合」の理念が大きな役割をはたしてきたことは当然である。とりわけ戦後労働組合の現実が革命派の伝統と完全に無縁となっている現在、これへの「告発」が革命や階級の理念によって意味づけられてきた。だが、革命や階級形成を真に現実の課題と考えるかぎり、これら伝統的理念はいまや政治的な検証に耐えうるだろうか。

(2) 「政治闘争（党）と結合する」理念

少数派運動の歴史のなかでも、この理念の二つの現実形態が無効であることはすでに充

分に確かめられてきた。一つは、既成組合内の反対派にしても「第三組合」にしても理念の正当性を思想的に護持することがセクト化と風化とにさらされていくという現実である。「告発」が告発として政治的意味をもった時代はすでに過去となった。理念と現実の現実をつなぐもの、つまり本来の「政治」と「戦略」の欠除を埋めるべく少数派組合運動の「政治的展望」が付与される。たとえば、先にあげた「経済＝政治の結合」理念がそれである。だが後に触れるようにこれは「党」の立場からする組合の位置づけ——赤色組合主義の系譜の一つに属するものに他ならない。また同時に、戦後組合運動の性格が西欧のそれのごとく「経済主義」などではなくまさに独特に「経済＝政治の統合」路線であることを考えるならば、これは戦後組合主義の一亜種というべきものである。つまり戦後運動の枠内の文字通り左翼反対派というにすぎない。戦後革新にとっても少数派にとってもともに、両者の「結合」などは自明のことである。各々にとっての政治の質の差こそが問題なのである。プロフィンテルン以来の赤色組合主義が無効であるように、そして戦後組合の「経済＝政治」路線が敵であるように、労活三回大会で提起された組合と政治（党）の結合理論は反動である。

(3) 「あるべき労働の復権」

こうして、「あるべき組合」のもう一つの理念が登場する。それは「あるべき組合」を「あるべき労働」（意味がありかつ決定権をもつ労働）の復権としてとらえる考えである。これは一方では前記(2)のごとき「階級的」「政治的」な組合の理念が現実的に無効であることを認めるとともに、他方では「意味のない」労働を放棄する「街頭派」「職場反乱派」をも排せきする。新しい「職場闘争論」ともいうべき組合論であり、チソ第一組合等いくつかの少数派組合がいわば「仕事の出来る」労働者を中心に組織されている事実を

現実の根拠として提起されている。

「意味のある労働」の問題はいうまでもなく重要な問題である。だがこれは組合論＝生産点における労働者の運動・組織論としても現実の検証に耐えうるだろうか。否である。周知のように戦後組合運動は1960年まで独特な戦闘的職場闘争の系譜をつくってきた。政治闘争との結合という理論は別としても、「日本的組合主義」（協会派）のいう「非近代的な労務機構の残存」にこの職場闘争が根拠づけられた。だが「労働の意味」という点ではこの「非近代的な労務機構」のもとでの労働の方がまだしも労働の意味を許容した。つまり「カン」が重要な熟練労働とこれを主軸にした現場の人間関係（組）が存在する余地があった。しかし技術革新と高成長の15年はこのような労働と人間関係を現場から基本的に一掃した。組合＝職制を柱とした現在の現場労務管理機構が従来の職場闘争を困難とするとともに、この機構への反抗がトータルな反企業・反権力の「職場反乱」に直結してしまう根拠もまた生みだされたのである。

この事実は「あるべき労働」の理念が観念的で無意味だということの意味しはしない。ことに優秀な技術者を中心とした現場のグループがその「有能さ」を力として官僚的な労務機構の権威を不断に無効にしまう場合は実際にある。だがこれは基本的には技術者＝労働者の特殊な「運動」——「公害告発」技術者運動とは別の意味で——であり、決して一般性をもちえない。一般性があるならば現在の労務＝職制はそもそも成りたちえないのであり、この技術者＝労働者運動は組合とその政治的展望とは関係ないのが現実である——これをしも「組合」運動と名づけるのは勝手だとしても。

実際には、以上のような「あるべき労働」の復権論は少数派組合の存在と結びつけられて主張されている（註）。すなわち少数派組合の形成がこの理念の実現へのスタートとし

て評価される。だから、これもまた少数派の現実にたいする基本的事実誤認にもとづく錯誤である。少数派組合形成の受動性を政治的に理解することが出来ないのだ。生産点において「階級的組合の運動」に固執するかぎりこの組合の組織的孤立は避けえないのであり、あるべき労働の理念が「組合」の現実と結びえなくなったのもこの反面の事実である。少数派組合組織とあるべき労働の理念を結びつける考えは、実際には逆に「あるべき労働組合」の運動の端的な二極分解を示すものでしかないのである。この考えもまた残念ながら前記(2)のように少数派組合の苦闘から、乖離してしまった「革命党派」の理念と同じレベルを抜けていないのである。この考えはあるべき労働の復権に固執する立場を「職場反乱」論と対置しているが、この両極こそ今日における「職場闘争」の分解状況を端的に示しているのだ。

(註) 代表的な著書に、熊沢誠「労働のなかの復権」がある。

Ⅲ 戦後労働組合の歴史的性格

(1) 「敵」としての戦後労働組合

総評、同盟系を問わず今日の既成労働組合が少数派組合にとって「敵」であり解体再編の対象であることは、事実上の前提であり出発点である。この前提の確認が一定の理念や立場から結論されるのではなく、なによりも少数派を中心とした労働(組合)運動の実践の歴史が事実上明らかにしたものであることは十分に注意する必要がある。左翼の原則主義や教条主義からすれば「既成左翼の裏切り」は自明のことだとしても、このような自明さなどがいま問題なのではない。

別のいい方をすれば、既成労組が「左翼」や「労働者階級」としてどうこうと論ずるのはもはや無意味であり、むしろ既成労組を一翼とする今日の「企業共同体」を全体として

問題とし、この共同体を解体する展望のなかに既成組合にたいする闘いも設定せねばならない。戦後労働組合の歴史的な性格を断定するためには、戦後の企業の論理の断定が不可避である。

(2) 企業の論理の絶対性

企業別労働組合という戦後日本の労働組合の特異性は、個々の企業の防衛という枠を労働組合運動に絶対的に課してきた。年期契約ではなく終身雇用という雇用構造が労働者の側からこの枠の絶対性を支えてきた。企業運命共同体の一機構としての労働組合でありこの共同体の論理は当然にも経営(資本)の論理である。

(3) 「統一と団結」論の実際上の根拠

労働運動における「統一と団結」という論理は事実上この企業共同体の一体化と結びついている。一企業一組合という体制は戦後労働運動の「統一と団結」論の現実的根拠であり、従って一企業に複数の労組が存在することは戦後労働組合の原則に反することであった。たしかに1960年を境として労働組合の分裂が資本・右派からひきおこされていくが、これも企業共同体の論理にどちらが密着するかの争いであり、欧米的な意味での労組——労働力販売機構における競争を意味するものではない。分裂は労働組合運動の論理によるものではなく経営のそれによるものが基本的特徴である。この間の少数派第三組合の分離形成は以上の戦後労働組合運動の論理に対比するときに組織思想上の新しい画期を意味している。

(4) 戦後組合の「左翼性」という幻想の根拠

戦後労働組合の以上のような機構と論理は、しかし組合が企業の「御用組合」であったことを意味しているのではない。むしろ逆に戦後民主主義の主要な担い手でもあった労働組合は特異な「左翼性」と「政治性」とを50-60年代を通じて示してきたのであり、その結果はこの組合運動にたいしてなにかプロレ

タリア運動という幻想を広くいだけさせてきたのであった。欧米の労働組合のように労働力の販売機構としてすっきりと「経済闘争」体だと割切ることができなかった。

この特異性の第一の要因は、戦後労働組合が敗戦後の生産復興、生産管理闘争の機関として形成されたという出生の特異性による。企業活動を敗戦の荒廃からたてなおしたのは第一に労組であり、こうしたものとして労組にはその後の資本主義の上昇期にもなお企業の担い手という幻想が残ることになった。また、職制まで含めた企業別組合という組織性格、職制まで含めた「統一と団結」という論理も以上の歴史に深く結びついている。

第二には、総評結成以降をとっても職場闘争という形をとった戦闘的闘争が組合によって闘われた。これらの闘いは「日本的組合運動主義」の戦闘性として誇示されまた「プロレタリア革命」主義の協会派指導の根拠となった。この組合運動とその指導理念は、戦後日本における「労働者階級」と「プロレタリア革命」のイメージを「労働組合」という労働者の組織形態に結びつける点で大きな役割をはたした。

企業別労組に貫徹する資本（経営）の論理を陰蔽した第三の要因は、これまた「日本的組合主義」として誇示されたところの「経済闘争と政治闘争の結合」が総評という組合組織を基盤としておこなわれた点にある。実際は、組合が組合運動として「政治闘争」を闘ったわけではない。社会党を中心とする議会主義政党とその選挙・街頭カンパニアにたいする動員機構として組合組織が使われたのである。だが、1960年安保を頂点とする戦後民主主義闘争内部の政治的緊張はこの動員機構そのものにも反映せずにはおかなかった。安保における総評内の戦術的対立、これと全学連、新左翼との対応関係を想起するとよい。組合運動と政党政治とが文字通り自在に「分業」されることによって組合活動家としての戦

闘性を政治の戦闘性の方へ吸収する幻想が可能だった。これは、なお活力を失わなかった民主主義運動内の特異な政治的代行主義であった。

(5) 企業別組合としての一貫性

以上の諸点は、「階級に形成された労働者」「プロレタリアの闘争機関」といった組合組織への左翼の幻想がいかに戦後民主主義運動全体の特異な戦闘性に規定されたものであるかを明らかにする。企業別組合としての組合は、その実こうした運動の全般を通じて企業共同体内の労組という性格を貫いてきた。この組織性格を逸脱させるような内外の衝激にたいしてはこの逸脱分子を組合組織＝経営の外へ追放し、また自らは左右へ重心を移動させながら単一組織としての均衡を保ってきた。そしてこの特性は戦後民主主義運動なかんずく高度経済成長の終りとともにもはや何人の目にも否定しえない事実となって露呈している。労働組合がことさら「右傾化」したわけでもなければ、また資本主義の「危機」に直面して組合が「左傾化」するわけのものでもない。

(6) 労働組合をとりまく環境の変化

戦後労働組合の企業内労組としての一貫性はしかし、この組合の階級関係における位置が現在も戦後民主主義期と同様だということではもちろんない。

第一に組合内的にみれば戦後組合の形成過程に全く無縁な青年労働者層の比重の増大が起ってくる。彼らは文字通り一つの企業に就職したから自動的に組合員となったのであり、加えるに高成長期での終身雇用制の動揺は若年労働者の流動性を顕著な事実としたのである。この結果、若年労働者は組合員であってかつ脱組合化し従来の組合指導層あるいは職制層と比べて組合の意味がまるで違ってくる。

だからまたこのような下部労働者を統制する必要はますます露骨となるにもかかわらず、この統制には昔日の「日本的組合主義」のイ

デーはもはやない。

ただし、以上の組合内二極分解はそのまま組合の分裂にはつながらない。青年労働者層の脱組合化はもとより新しい労働者運動の結果ではないのであり、この後者はむしろたとえば反戦青年委運動のように組合の分裂ではなく端的に脱生産点化の運動につながってしまう。

以上の点は経営＝組合という企業共同体とその「外」との敵対関係の増大傾向という第二の点と関係する。戦後の一時期日本経済の二重構造をつくる膨大な「未組織労働者」の存在が漸次組織化されると期待された。だが高成長におけるこの二重構造の解消は、逆に社外工・下請工としてこれら非組織労働者を巨大企業共同体から差別してこれに下屬せしむるという結果をもたらした。これら下請工等はそれぞれの小企業に組合として組織されている場合もあるが、彼らからみればその下屬する大企業の組合＝正社員はおしなべて強力な抑圧と差別の機関である。

この点がまさにこの間の公害問題やインフレにおける企業＝組合の行動のうちではしなくも暴露されたことはいうまでもない。巨大経営とその組合が富を食い逃げしつつ自らを防衛する「二大階級」の同盟として一体となって行動した。まさに「運命共同体」である。そしてこの共同体の「外」にはこの利益防衛の犠牲者としての「弱者」が膨大に存在することになる。後者は物質的にはもとより労働組合＝革新勢力などというイデオロギーによってももはや包摂しえぬものとして存在している。

こうして資本・経営にたいする「外」からの対決が必然化するとともに、この対決は全く同時にその企業組合への対決をも事実上不可避とする事態が生み出された。

(7) 官公労もまた「企業別組合」である

官公労系の組合についてはもとより以上と全く同列には論じえないが重要なのは次の現

実である。すなわちなによりも「地方」における利害関係の尖锐化のなかで、地方の労働組合と地方の「住民」との間に前記のごとき敵対関係が明らかに生れているという事実である。たとえば自治労と自治体の関係であり、とりわけ革新自治体とその自治労との政治的・経済的な一体化と食い逃げは自治体労働者以外の「住民」との間に強い敵対を生みだしつつある。また、官公労の場合もとりわけ「地方住民・弱者」との関係でみると自治労と同様の位置にあることは、その賃闘一つとっても明らかである。「地方」ごとに考えた場合とくに官庁は「企業・経営」でありこの論理のもとに実体化されたものとして官公労、自治労等の組合が存在する。いかえれば、民間における経営＝組合のおかれた位置と官庁・自治体＝官公労・自治労のそれとを同様の観点でとらえねばならない。

(8) 少数派組合運動の位置

少数派がなお「組合」という形をとって形成される場合、この組合の性格はまさに以上のような戦後企業別組合の到達点との対応のなかで考えられねばならない。戦後組合運動が戦後民主主義運動のイデオロギー的迷彩を失い企業共同体の労務管理機構という性格を暴露していく歴史は、反戦青年運動の衝撃から生れた原則的組合運動がこれと対決するなかから明らかにしたものであり、こうして結果として少数派組合の組織的分離をも余儀なくされてきたのだった。

戦後企業別組合の内部の変化は、青年労働者層の無関心・脱組合かあるいは反戦青年運動として街頭化という分極（組合の分裂ではなく）として1970年前後に表面化したのだが、このなかで少数派組合運動の意識性はあくまで原則的・階級的組合運動にふみとどまるところに生れた。「本来の」「あたりまえの」組合運動である。そしてこうした少数派組合運動の歴史は既成労組やそのナショナルセンターにたいする「もう一つの組合」とし

ての対決をも不可避のものとした。そして企業＝組合へのこの敵対は全く同時に、この企業＝組合がおかれている階級的な位置（少数派組合をもつつみ込む企業共同体という壁）そのものの解体を自覚するに至っているのである。第一、第三という区別は別として、石川島・日カバ・長船、そして本山などの「少数派」組合の到達点がここにある。また光文社労組の闘いのように経営権の一部（編集権）を奪還すると形で企業共同体の解体闘争に事実上ふみ込んでいる例もある。その他、ゼネ石・浦賀・オリジンなどの場合も事実上こうした少数派組合の位置に立たされていると見て良い。

したがって現在少数派組合に課せられている課題がその職場での企業＝既成組合との対決にとどまりえないのは当然である。日本の変革やプロレタリア革命において組織された「労働者階級」が主役を担うという伝統的考えは、戦後50—60年代にはそれなりの根拠をもって「労働組合」という労働者組織の運動によって根拠づけられてきた。一口にいえば、革命の主体としてのプロレタリアートの「階級形成」が組合という組織形態のもとに考えられてきたのだ。だが、少数派の歴史が明らかにしたのが、このようにして形成された階級がいまや企業における「二大階級連合」にまで墮落した姿で、しかもこの連合がその「外」にある者を「弱者」として差別するという構図であるとすれば、少数派の活動を通して問われているものこそこれとは別の新たな「階級形成」のあり方なのである。つまり、「労働組合」＝「プロレタリアートの階級形成」という戦後の歴史的錯覚を捨て、既成労組にたいする解体戦だけでなく、むしろこの解体戦を企業共同体の「外」にあってこれと敵対しうるプロレタリアの組織化にまで飛躍させることなのである。

IV 少数派労働運動の

「二重の課題」

(1) 「政治的課題」とはなにか

少数派労働（組合）運動の問いが、戦後労働組合（運動）に代る新たな階級形成の方策であるとすれば、ここには日本の革命がいかなる階級主体によって担われるべきかという政治的問題が当然に二重写して問われている。戦後組合運動が戦後革命の理念と一体であったことを考えれば当然である。

現在の少数派組合の連合と統一戦線の形成をこの新しい階級形成の出発点だととらえ、既成左翼（組合）の総体としての動揺、「左傾化」という情勢認識によってこの出発点を祝おうとする政治的立場が、昨年9月の労活第三回集会を機に登場したのも、以上の観点からすれば根拠のないことではない。この見解は実際には労活の場で挫折したとはいえ、今後ともくりかえし登場してくるものであろう。

組合と階級形成に関するこのような立論（結合論）が戦後労働組合運動にたいする立場とその性格を同じくしていることは、くりかえして強調されねばならない。この論理が原則的革命的立場から主張されるという点は、主張する者自身がたんに日本の労働組合主義にたいする「左翼反対派」という立場を表現しているにすぎないのである。

他方では、この「左翼反対派」が闘いの戦線を同じくしようとする「既成組合」「既成左翼」の方は、企業共同体を基盤とする階級連合＝戦後保守・革新の保革連合の形成の方向で戦後労働組合運動の再編にのりだしているのが実情である。「労戦統一」への様々な努力をみよ。これらはもはや戦後のように労働（組合）運動内の左右の対立が基軸のではなく、保革連合という「歴史的和解」へむけたすう勢内部の対立なのである。だから、

労働運動の左翼反対派が批判・告発者として存在する根拠は今後も存在すると同時に、この反対派が永久に反対派としてとどまる根拠もまた確実につくられている。

(2) 「赤色労働組合主義」

労働組合が「本質」的に労働力の販売機関だとされながら、実際には革命や政党の政治的観点と切りはなしがたく結びつくことは、いうまでもなく今にはじまったことではない。この「結合」の理論化（政策化）は歴史的には「赤色組合主義」の名のもとで呼ばれており、ただし「結合」がどのような政党との結合であるかによって「赤色」は実際には「桃色」や「黄色」や「白色」にまでなりうることを注意しておこう。いいかえれば、戦後日本の労働組合運動の政治的性格をもこの「赤色組合主義」の部類として考えることが重要である。なぜなら、共産党が組合を政治的にひきまわすというようなことが大問題だった時代とはまるでちがう状況にいま少数派組合はたたされているのだからだ。だから、再度いいかえれば、組合運動が政治（政党）と「結合する」ということはこの政治の時代ではすでに自明の事柄であり、従って「結合」論それ自体は無内容の概念だというべきであろう。問題はつねに、どのような政治とどのように結合するかだけにある。

(3) 「政治との結合」という代行主義

もともと赤色組合主義を特徴づけるこの「結合」のあり方は、様々な幅をもちながらも組合と政党、経済と政治の分業関係であり「革命党」による「政治」の代行である。いいかえれば、革命を党が代行し革命の主体は（大衆機関ではなく）党だという考えが赤色組合主義の「結合」論の根底に横たわっている。「階級的労働組合は社会主義の学校」だというプロフィンテルンの命題も、革命の主体はこの組合という「学校」を卒業して「党の立場に立つて」はじめて可能となるというものであった。戦後労組の幹部が議会議政

の議員となるというコースをここに想起しよう。少数派組合にはしたがってこのような「結合＝代行」の構造を根本からくつがえす運動・組織論の形成が課せられている。このことは一方では「革命はプロレタリアート自らの事業だ」という命題の戦略化（階級形成）としてたてられるが、他方ではこれと不可分に階級形成にとって「党とはなにか」という問いとして設定されざるをえない。労働運動にとって「あるべき党」が前もって与えられておられただけこれとの「結合」の仕方だけが問題であった時代が終ったことは、新左翼15年の基本的確認だからだ。共産党が唯

一絶対的に前提されていた時代には「結合」のあり方が問題だったが、実のところ（後に述べるが）大衆組織と党との「結合」の仕方は組織論的にはいまも昔も一つしかない（フラクション論）のであり、むしろ「あるべき党」の問題をまて射程に入れた大衆組織の党派性（政治性）の獲得にこそ問題はあつた。実際、戦闘的組合運動が「あるべき組合」を求め、長い闘いの末に少数派組合という戦後組合の自己否定にまでいきついた過程は、同時に不可分に「あるべき党」に絶望していく過程でもあつた。

(4) 革命の機関は「組合」か

革命期における、労働者ソヴェトあるいは自己権力（「大衆権力」）の組織という形態が、以上の脈絡のうえて「組合」に対比して問題とされるようになる。戦後日本の組合の特異性を戦後革命での工場ソヴェト運動（生産管理闘争）が同時に労働組合の結成として闘われた「混同」の後遺症として説明する見解（註）を参照せよ。戦後日本の労働組合運動が（その左翼性も経営的論理もともに）敗戦直後のソヴェト運動に対する一種の反動として形成されたこととらえることは重要である。また歴史的にみても、西歐的な組合の卓であつたドイツ社民党の労働組合（ここでは組合に加盟することは社民党に組織されることと事実上同じことだつた。組合に加盟すること

が企業に就職することと事実上同じである日本の組合と対比せよ)が、ドイツ革命に際して大衆の権力機関(ソヴェト)に代位しえぬばかりか革命の進展への反動の砦とすらなったことを想起しよう。

いい代えれば、洋の東西を通じて「労働組合」がプロレタリア革命の大衆権力機関となることはたえてなかったことなのであり、日本もこの例外ではなかった。一般的・理論的にはこの結論は将来も絶対に変わらないといいうる。ただし、知識としてわかっている結論と実践上の指針の設定とは関係ないことだと考えておかねばならない。というのも、革命の観点では「組合」はダメなのだから今から「ソヴェト運動(の萌芽!!)」だという類の短絡はお笑い草でしかないからだ。

重要なことは少数派の「組合」といえども「組合運動」ではなく革命へむけた大衆権力と党との陣形形成という戦略上の位置に自らを位置づけざるをえないところに事実上来ているという確認なのである。日本の組合は(総評であれ同盟であれその統一されたものであれ)日本の革命に際してはその進展を妨害する大きな権力となるか、あるいはもっとありうべき結果は革命の大衆権力との関係での組合の分裂であろう。「革命的危機」には既成組合といえども内部対立と動揺を拡大しあるいは「左傾化」とすると予想することはできるが、このことを革命派が有利に利用しうるか否かは全く別の問題であり、この「危機」を待望して原則論の三百代言を並べていけばすむことではない。

(註) 藤田若雄「革新の原点とはなにか」

(5) 少数派における二重の課題

こうして少数派労働者運動は事実上二重の課題を負わされておりこの課題を実践的に展開するなかでしか自らの展望を開きえない。

二重の課題とは、経営=組合と対決しつつ労働者の「階級形成」とその組織形成を追求することであり、他方同時に革新政党およびこ

れと同列の政治セクトと対決するなかで独自の党派性(政治)を形成することである。くりかえすがこの二重の課題の分業・代行はダメなのであって、自からがこの二重性に耐えるものとして、課題は「組合運動」の論理ではなくなによりも政治的なものである。

(6) 「第三組合」の実験

この二重の課題を組織的に表現するものとして、長崎造船第三組合と政治結社としての長船「社研」の運動実践が大きく評価された。この場合第一に「第三組合」は同じく企業内組合とはいえ第一、第二組合にたいする党派性を自覚したものの盟約組織(いわゆる「誓約者集団」として、少数派「組合」結成の先駆となった。戦後労働組合の(経営内)統一と団結の論理から自由なものとして、これは組合運動論として画期的なものである。そして他方この組合の政治的指導組織としての「社研」は同時に組合の枠を越える(地方的・全国的な)政治課題に応えるものと考えられた。

一地方の一企業組合のこの政治的実験は1960年新左翼登場以降15年にわたる闘いによって実現されてきたものである。だが革命へむけた政治戦略の観点からすれば、この政治実験は次のような様々を政治的展望をも試験にかける結果となった。この新たな(「盟約集団」としての)企業組合(第三組合)は同一企業内の第一・第二組合にたいしてどれほど組合としての比重を高めうるか。あるいは、企業別(企業連)にしる産業別にしるこのような組合の全国組織への展望。

これらはいわば既成組合に対決する新しい組合の組合運動としての展望にかかわるものだが、事実ほどの企業の「第三組合」にしても企業内および全国的にいて長期にわたる「孤立」を余儀なくされている。「第三組合」の形成もその新しい組織性格もともに、戦後組合が企業における階級連合に明確にくみ入れられる過程によっておしつけられたものであった。

だから、この組合を出発点として既成組合を解体していく組合運動としての展望は、他ならぬ組合＝企業の解体を展望することであり、これはすなわち「革命」の展望を論じることには他ならない。昨年の労活集会のいわゆる「参院選の勝利・空前の74春闘」による体制の「危機」なるものにしても企業＝組合の解体を可能にするごとき危機でないことは明瞭であり、だとすれば少数派「第三組合」の余儀ない孤立は組合運動のレベルではどのようにも克服することはできない。せつちかな政治セクトにはこれが「孤立主義」のごとくみえてくるにしてもだ。

既成組合の性格と対比したうえでの第三組合の余儀ない孤立という以上の事実に加えて、この組合が企業別組合の第三組合として企業の枠を越ええないという第二の問題が結果する。だから「産別」でなければ、ということではない。さきに指摘したように企業＝組合の共同体が「弱者」を差別し犠牲にしたうえでの食い逃げ連合の大枠から、孤立した第三組合もまたぬけでることができない。この連合にたいする「弱者」の敵対は、第三組合にたいしても今のところ例外とはしないからだ。これは企業別が「産別」になっても変りうるものではない。第三組合もまた、企業＝組合の解体の闘いに組合・企業外にある「弱者」の力を導入しうるか否かの決定的岐路にたたされている。

第三に政治セクトの問題である。長船社研は60年のプントの解体によって地方セクトとしての孤塁を守ることを余儀なくされて出発した。従って、既成政党は問題外としてもその他に「あるべき党」を模索する15年の歴史を社研もまた経過せざるをえなかった。結果として、新左翼諸セクトはこの試験に合格しなかつたし社研の側も自らの主導でこれら新左翼セクトのあるべき党への解体再編をなしえなかった。結果として、社研という地方セクトと新左翼諸セクトとの独特の相対的関

係がつづけられてきたのだが、この関係もまたさきの戸村選挙によって最終的に終りをつけたはずだ。

日カバ、石川島、本山等の少数派組合の場合も組合の組織性格および政治セクトとの関係の実際は基本的にこの長船第三・社研の例と同様に評価することができるであろう。

以上は要するに次のようにまとめることができよう。労働者各人の誓約による新しい組合とこの組合を組織し政治指導する政治結社という構想は、「組合」「党」の双方における現実的困難によって壁につきあっている。そしてこの困難は新左翼15年の基本的な問題であったのであり、今や少数派労働運動も、「企業における組合」および「新左翼セクトのあれかこれか」という双方の問題の枠組を突破することによってしか飛躍することはできないであろう。

V 労働組合と「地方」

(1) 「地方」に尖鋭化する利害対立

労働運動が企業や組合の枠を突破し「地域住民と連帯する」ことは、いまやあらゆる者が唱えることによってすっかり無実な命題と化してしまった。少数派労働運動のこれまでの経験に即してこの命題をいま一度たて直すためには、「連帯」すべきだとされる「地域住民」のありようを冷徹に把握することから始めねばならない。しかもこの場合「住民」一般などを云々してもダメであって、問題を典型的に示す意味でも戦略的重要性からいっても、ここに「地方」という観点を導入することがきわめて重要である。

いま「地方」の問題性は広範なあつかいを必要とするが、労働（組合）運動の観点にほっていくつかの指標をあげれば次のようになる。

(1) 企業＝労働組合とその「外」にある「弱者」との敵対関係はいま地方でこそ尖鋭な姿をみせている。階級的な砂漠としての大

都市ではこの敵対関係が生じることではなく、公害問題や全国政治の問題等々によっておおい隠されてしまう。このことは、この間の「地方財政問題」一つをとっても明らかである。

(ii) いわゆる「企業城下町」で典型的に現われているように、企業＝組合という性格はすでに万人に明瞭であり、インフレと高成長の終りとともにこの連合に下屬してきた下請等の被差別層の敵対感情が様々に表面化してきた。

(iii) 「農業」の解体と都市への流出口の地方への逆流は、これら「地方住民」と巨大企業共同体との矛盾を拡大している。春闘に際して総評のとなえる「労農同盟」のローガンはこの矛盾にたいする危機感の現れに他ならない。

(iv) 公害闘争等の住民運動も徹底化されるならば労働組合＝革新という前提に決定的に衝突するものとなる。

(v) 「地方財政危機」にあらわれたような地方自治体の危機は、自治体の「人件費」を一つの焦点におし上げた。保革を問わず、自治体職員による自治体の食いつぶしは、「住民」の批判に耐ええないうちになつていく。そして周知のように、この対立につけ入って反自治労の住民運動が各地方で組織されている。従来の住民運動＝革新という図式は各地で破綻にひんしている。

(vi) 自治体の労働組合にたいするこの敵対は地方の革新勢力あるいは地区労全体の問題として結着をせまっている。革新の幻想によってこの敵対関係をいつまでも陰べいしづけることはできない。

(vii) 以上のような「地方」の状況をまえに革新のうち日共は「住民の側に立つ」ことを明らかにしたし、これは事実としても地方革新陣営の内部対立をひきおこしつつある。とりわけ自治労・日教組その他の官公労という労働組合で。

(viii) またこの結果、地方社会党のはてしない動揺が開始された。

(ix) 以上は、企業における労、資連合の政治表現たる保革連合が、とりわけ地方ではなお決定的には固っていないことの証左である。結果として、保革双方に敵対する「第三」の政治勢力が地方で様々に登場する余地が生れている。戦後民主主義をめぐる保、革の対立関係は全体として戦後の国民を統合しえたのだが、この関係の解体に際し、新しい保革の関係（それは「民主」に代る「福祉」だといつてよいが）が「住民」を再把握する過程は、いま地方で様々なアツレキを表面化させながら進んでいるのである。

地方における以上のような対立関係は、全国政治や労働組合の中央組織ではアイマイな政治対立にずらされているが、地方ではローガンの対立などではなく直接的で集団的な利害の対立として表面化しつつある。

(2) 少数派の二重の課題と「地方」

さて、少数派労働（組合）運動が企業＝組合という枠組を突破すべきものとすれば、それはただちに以上のような対立関係にたいする態度決定を迫られざるをえない。地方では、これはまさに現実の問題である。もしも逆にこれを避けるとすれば、少数派組合といえども企業＝組合に対する「地方＝弱者」による同一の敵対にさらされるであろう。

ここで、戦後労働運動のなかでの少数派の実践的な到達点と結論とを想起すべきだ。この結論とは、企業＝組合は解体の対象であり、しかもこの解体を戦略化するには少数派第三組合といえども「組合の立場」をなんらか突破せねばならない、という点にあった。この「突破」が既成の政治による代行によつてはなしえないことも、くりかえすまでもない。

以上にみた「地方」における組合＝経営（自治体）の問題は、まさしくより広い観点から同一の結論へと少数派労働運動を促すも

のに他ならない。全国政治のレベルや「都市」では、くりかえすが「組合の枠の突破」や「住民との連帯」はスローガンの提起の空疎さをなかなかぬけでることができない。だが、地方の対立状況のなかでは、生の利害対立にたいする自己の位置規定を通じて「枠の突破」や「連帯」がどのようなものかを結論づけずにはいないからだ。少数派労働運動に課せられている課題へと飛躍するために、自ら地方の矛盾の中に立ってこの矛盾という運動の原動力に力をかりることが今や必要とされている。

(3) 「地方戦略」の獲得へ

企業＝組合の解体ということが「理念」や「告発」からの結論ではなく「戦略化」されるべき結論であることは、組合や革新勢力への敵対が保守、反動や反革命を利することにならないかという当然の懸念一つを考えても明らかである。そして「地方」という観点はこの戦略の具体化のための豊富な素材を提供するとともに、この戦略を実践のなかで練りあげていく舞台ともなるであろう。

VI 少数派労働運動の組織再編

(1) 地域合同労組の形成

企業＝組合の解体戦略からすれば少数派組合の誓約性を地区（「地方」）のレベルに拡大することが必要とされる。その場合、企業別組合の論理を地域へ広げるものであったり少数派組合の「支援・共闘組織」の配置であってはならない。むしろ「地域合同労組」を主要な組合の形態と考え、企業内第三組合も（二重加盟などの形で）この合同労組のもとに位置づけるべきである。従来合同労組といえはいわゆる「未組織労働者」の組合への組織化として、基本的には企業別労組＝組織労働者の組織原則を未組織労働者におしつけ後者を支配するものにすぎなかった。これにたいしていま問題とする合同労組は、とりわけ巨大経営労組ないし官公労の「外」にある被

差別労働者の闘争を組織し巨大労組にたいする少数派組合の闘いにこの闘争の力を導入する機構として機能せねばならない。

したがって合同労組という組織形態は企業別組合はダメで合労だということではなく、むしろ少数派の地方戦略にとって合同労組が要の位置を占めるということが重要である。とくに、合労は当然地域の国および自治体の政治機関にたいする闘争のウエートが高いのだが、この場合官公庁、自治体＝官公労、自治労への敵対者として登場しなければならない。くりかえすがこの点では企業＝組合への少数派労組の闘いと同様である。さらに合労の場合にはこの敵対はいうまでもなく地方政治（権力）そのものへの介入を意味するのであり、したがってこの闘いを通じて地域における一つの大衆権力・政治の決定権者を展望することになる。

(2) 「組合」の合法性

第三組合にしても地域合同労組にしても少数派労働運動がなおも「組合」という組織形態に執着する根拠は、各々の闘争の防衛と強化にとって組合としての合法性を最大限に利用する戦術上の必要にあるとみなさねばならない。かつては、反戦青年運動の後をうけて何よりも「生産点」に根づくことが「組合」形態に固執するモチーフであったが、街頭か生産点か「職場反乱」かの区別だてはいまは無意味であることは自明である。

(3) 地域における「大衆の同盟」

以上は、なお「組合」という形をとる場合に、少数派労働運動の組織再編の方向である。だが個別の具体的問題解決のための大衆的盟約というこの「組合」の組織性格からいえば、このような大衆組織はたんに労働条件の改善をめざす組織（組合）に限定されないはずだ。事実、すべての地方で「住民運動」とよばれるものの運動組織の多くは、個別の課題にたいする大衆的盟約組織（「組」）という性格をかならずもっている。逆にいえばこの間の

新しい大衆運動が、戦後の労組や自治会や地
縁組織ではなく個々人の誓約にもとづく組織
によって闘われているという著しい事実の一
つとして「第三組合」の組織論をもとらえる
べきである。これを一般化して「大衆の同盟」
と呼ぼう。

それゆえ、企業内少数派組合と地域合同労
組とはただちに他の分野の「大衆同盟」を通
じてその地域の新たな大衆組織のネットワ
ークに関係づけられることを意味している。こ
のように少数派の「労働組合」も企業内での
「既成労組」との対決・反対派という枠を自
ら地域にむけて突破することが大切であり、
とりわけ「地方」の場合にはこれはスローガ
ンではなく現実問題である。

(4) 大衆同盟内政治結社の意識性

少数派労働組合を地域(地方)の「大衆同
盟」として再把握し再編していくことは、そ
れ自体が一つの政治的意識性(党派性)を意
味していることは当然である。地域の各政治
同盟が「自然に」連帯することなどありえな
いし、また一つの大衆組織(それ自体はあく
まで個別問題に限定されている)が他の諸組
織の配置をも考えるということも一般にはあ
りえないからだ。

ここで、さきに少数派労働運動がそれに課
せられた二重の課題に組織的解決を与えるべ
きことが結論され、長崎造船第三組合と社研
の先駆的な例がとりあげられたことを想起し
よう。この点でいえば、「組合」の地域「大
衆同盟」への再編の意識性は、同時に長船に
おける経営内の二重の組織配置を地域・地方
そのものにおける二重の配置として拡大再編
することになる。ひるがえってみれば、第
三組合のみならず地域の多くの「大衆同盟」
は既成左翼・新左翼を問わず一つの政治セク
トの大衆機関でもなければセクトに下属する
ものでもないのが普通である。すなわちどの
大衆同盟にも第三組合と同様「二重の課題」
が事実上課せられているのであり、したがっ

てこの同盟は多くの場合自前の「指導部」の
政治的盟約をもそれ自身のうちにもっている。

それゆえ、大衆の同盟の地域陣型の構築と
いうことは、各同盟の「政治指導部」が相互
に「二重の課題」の解決という政治的意識性
を確認しこのもとに政治的な盟約を結び、か
くしてつくりあげた多少とも均質な「地方」
の政治結社によってこそ実現されるしこれ以
外にはありえない。そうではなく、まず大衆
同盟(組織)相互の「連帯」やあるいは第三
組合と「地域住民との連帯」などが説かれて
もそれは空疎である。大衆同盟や「地域住民」
の運動に課せられている「二重の課題」から
して、これら相互「連帯」が没政治的・非政
治的にはなされるはずもないからだ。「没政
治的」と称してなされる「連帯」などは「選
挙」から「支援共闘」にいたるまでのカンパ
ニヤとしかなりえない。

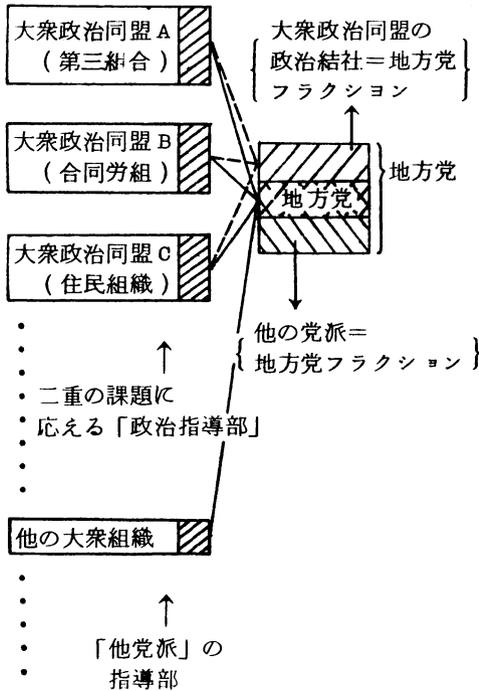
これに反し、政治結社の盟約性が相互にある
ならば、個々の大衆同盟相互の「連帯」など
はむしろ二の次と考えてよい。一つの企業内
第三組合と地区の「交通公害反対同盟」(た
とえば)との「連帯」などがそうやすやすと
できるはずもないのが普通だからだ。

このような地域(地方)の「政治結社」の
盟約によって各大衆同盟が地域戦略のもとに
配置されるとき、この大衆同盟をさらに「大
衆の政治的同盟」と名づけることができる。

(5) 地域政治結社「地方党」へ

大衆の政治同盟相互間に成立する一つの政
治結社はただちに「党」ではないし「党」を
名のる必要もない。多くの場合非公然のもの
と考えた方が实际的である。だが、この政治
結社の党派性(政治的意識性)については明
瞭である。外部的にいても、この地方にも
一つの企業内にも「他党派」が存在するので
ある — 新旧左翼を問わず、また「地方党」
「全国党」たるを問わず。だから大衆政治同
盟の体現する政治的党派性はこれら「他党派」
との陰陽の党派闘争に不断にさらされている。

この党派闘争を通じて大衆政治同盟の政治結社は、他党派を解体ないし影響下におくことを展望することができる。これが可能となったときには、この結社は「地方党」の形成を展望することができる。これは「地方」を基盤にして形成される大衆政党でありこのうちでは結社のフラクションが有力であり他党派のフラクは多少ともこの影響下にあるものである。この「地方党」は個々の大衆組織だけではたしえない課題 — 地方政治への介入、地方選挙ある場合には「全国課題」への対応等 — をにらむものとなる。



(6) 闘争組織の大衆化と拡大

以上のような政治結社(各大衆政治同盟および地方レベル)の政治的意識性を前提にするかぎり、逆に各大衆組織や地方党の組織の「ルーズ」さや「大衆化」を個々の闘争の

具体的課題に応じて大胆に許容することができる。たとえば、企業内第三組合と合同労組いわんや住民組織とは、環境の制約条件からくる組織性に実際は大きな差があるのであり、これらは政治結社の盟約性ぬきにはかんたんに組織的「連帯」は組めないのが実情だ。第三組合とその「支援連帯」との関係のみよ。

さて、こうした政治結社の盟約のもとときはなれた大衆政治同盟の大胆な「大衆化」と「連帯」とが、党派闘争を通じてダイナミックな展開をみせる可能性こそ、さきに指摘した「地方」という場とこの場における地方結社の「地方戦略」の展開のうちに展望することができる。

VII 「地方戦略」の獲得へ

(1) 「企業共同体」にたいする敵対の戦略化
少数派労働運動に課せられた「二重の課題」の運動論的な展開を「地方戦略」の展開として典型的かつ現実的に考えよう（「労働運動」という観念に限定する）。

地方における巨大経営ないし自治体とその労働組合との連合にたいする対決・解体の闘いに意識的にとりくむことが第一である。これは「告発」ではなく個々のあるいは地域の大量闘争組織の具体的闘いを通じて普遍化すべき戦略である。とりわけ、少数派運動の問題へのとりこみいかにかわらず、「食い逃げ階級連合」への「その他」の敵対が具体的で現実的なものとなっている状況こそまさに「地方」の現状なのである。原則的な「告発」はただちにこの闘いの戦略化を要求するのであり、これを避けては少数派運動はついに「企業」の壁すら破ることはできないであろう。

経営＝組合へ敵対する闘いが、いまなお「革新」の幻想に著しく抵触することは自明であり、それゆえ新旧左翼の伝統との党派闘争は必然のものとなる。そのためこそ少数派労働運動（いまやこの言葉は「地方党」までも含むものとして使用する）の政治的意識性は強固のものでなければならず、この意識性の困難さと重要性に比べれば伝統的な「社会主義的」＋「プロレタリアートの」なんとやらの意識性など冗戯に等しい。少数派労働運動のおかれてある現状認識に裏打ちされた思想性と党派闘争のための（二重の）組織配置とが必要とされる。

(2) 「革新」にたいする「第三の道」

少数派によるこの戦略展開を欠くならば、「地方」での利害対立は、「食い逃げ階級連合＝保革連合」と何らかの「反共反革命」との対決という政治構図をとらざるをえないであろう。この対決の結果はだから二つに一つであり、保革連合の勝利により弱者への支配

と福祉撒布の体制が完成する（少数の左翼反共派を許容して）か、それとも、反共反革命と伝統的保守政治との癒着によって「ファシズム体制」が完成するかである。このような未来こそ少数派の阻止すべきものである。

それゆえ、地方利害への少数派の意識的介入は、保革連合と反共反革命にたいしていずれにしても「第三の道」を提示し追求するものとなるであろう。「第三の道」とはもちろん過渡的で表面上の名称だが、かつて近代の革命はブルジョア権力と左翼改良派にたいして「第三の道」を経由しなかったものはないのである。

(3) 日共・社会党にたいして

日共は「保革連合」という第一の道へはきりふみ切っている。この観点からする地方戦略の再編こそが、いま日共にとって第一の課題だとみなしてよい。それゆえ、「第三の道」は当面政治的・イデオロギー的にはこの日共戦略を阻止するものとなる。

これにたいして「地方社会党」は、協会派を地方において動揺・解体の局面を深めている。地方の利害対立を最も正直に反映しているのが地方社会党（ついで地方自民党）である。伝統的な地方の政治地図の動揺の目となっているのが社会党だ。したがって、少数派の地方戦略、とりわけ「地方党」にとっては、地方社会党の解体とこれをその影響下におくことが大きなウエイトを占めてくる。

(4) 「地区労」の解体

地方での組合連合、具体的には「地区労」の解体。これはとくに地域合同労組を中心とする課題であり、少数派による地方の労働組合運動の連合（「地方労活」）は「地区労」を解体する地区組織を「地方党」のもとに展望すべきである。

(5) 労活運動再編の方向

労活内部の政治的な再編の指針は別につくられることが必要だが、以上すべての結論としていべきことは次のようになるであろう。

①昨年の九月集会に現われたように全労活内部には、対立する二つの政治的見解が存在する。その一つはこれまで「経済＝政治、地方＝全国の結合」派として特徴づけてきたものであり、他方はこれとの対比でこの文書が明確化しようとしたものである。

だがこの対立に関して全労活は中央・全国のレベルで結着をつける体制にないし、またそうすべきでもない。

②全労活内のこの対立は労活運動がいま岐路に立っていることを示すものではあるが、それは新左翼政治および地方の個別闘争がそれぞれに岐路にたっている事実の反映である。したがって労活運動の岐路に應えるのは地方の諸闘争体にとっては自らの再編の展望を明確にすることが第一である。それは以上に述べてきたように、なによりも地方の大衆組織に根ざす「政治結社」による地方戦略の獲得であり、その方針のもとに「地方労活」を再編・強化することである。地方労活は地区の労働者運動の連合組織として「合同労組」の組織方針を基礎とし、かつ政治的には「地方党」の影響下におくものとする。

③地方労活がこのようなものとして形成しうるか否かはもちろん地方の党派関係の実情によるから、別の政治性格をもった地方労活が存在するようになることもありうる。その場合にも、全労活の組織再編はなによりもこれら地方労活間の討論とヘゲモニーのもとでおこなわれるべきであり、全労活が、「個人」あるいは「セクト」の交流または介入の場となることはやめるべきである。いいかえれば、全労活を地方労活の協議機関（連合や統一戦線でなく）とすること。

④この場合全労活内の異なる政治性格の地方労活間の対立は、同質の地方労活（端的にはその「政治結社」）の全労活内フラクションとして表現される。

⑤「個人会員」は地方労活にのみ所属しこの「統制」を受けるものであり、いいかえれ

ば地方労活は全労活のような異なる政治の「協議体」とはすべきでないであろう。

⑥労働運動における政治セクトの活動は自己の「影響力」（この解釈は様々だが）行使しうる地方労活をつくることにむけられるべきである。

(6)一つの「図上演習」

人口約30万の一地方都市がある。市長は革新（社会党協会派系）であり市議会も自民党が少数野党である。この都市には国鉄の幹線とローカル線のターミナル駅があり国労・動労の支部がおかれ、これら組合は協会派であり少数の労活メンバーがいる。市職および市教組は日共の牙城でありことに市職労は市の部課長クラスまで実質的にその統制下においている。市財政における職員人件費は市税収入の100%を越え一般予算の50%を越えている。他方、市郊外には古くからの大金属工場がありこの組合は数年前企業合併にもなって同盟系第二組合が圧倒的多数の労働者を組織している。その他に少数の総評系第一組合、さらに少数の労活系第三組合がある。ただし、この企業の実質雇用する労働者のうちで第一～三の組合が組織する「正社員」は50%を割り、他は社外工等である。また数年前からこの工場の公害問題がおこり住民の反対運動が組織されている。住民運動は企業内第一組合の「公害反対運動」と連帯をなお保っているが、この組合は住民運動のホコ先が企業そのものに向うのを陰に陽に防止するために連帯はかならずしもうまくいっていない。また第三組合は住民運動と対応して公害の「内部告発」をおこなっている。また他方非日共系の主婦を中心とする生協が多角的に活動しており、自治体に対しても独自の政策を展開している。

以上、第三組合、住民運動、生協など、この都市でも多様な大衆の政治表現が集団的に行なわれており、それぞれが事実上大衆的な同盟組織を形成しているといえよう。これら

諸組織の活動家の間には非日共系左翼あるいは労活系労働者等として交流や個々の共闘組織は存在するがその全体をつつむような政治組織はまだない。ただし、先の地方選挙ではもと社会党員二人と無党派活動家一人が全国政党内にたいして「地域住民党」を名のって市議に当選している。他方、市職、教組、国・動労、金属工場の第一組合等は「地区労」をつくっている。

以上のような一地方都市の政治勢力配置が決して特別のめずらしいものでないことは容易に認めうるだろう。さてところで、この都市でも「地方財政問題」がにわかにかローズアップされることになった。きっかけは、小中業主、小商店主を中心とする「住民」の組織が市職員による市財政の食いつぶしを告発する運動をはじめたことにある。加うるにちょうど、市職の「週休二日制（不完全）の実質的獲得」要求に市長の反対をおし切って市の管理職が屈した事件が明るみがでた。市職労および地区労は協議の結果それぞれ「労働者の当然の権利だ」という反論を發表した。

「市職員に高給を払うために市税をおさめているのではない」という保守中間層の反発は、組織的には一にぎりだが「組織労働者」以外の多くの「住民」の共感をよび、住民の声が新聞地方版に紹介される。そこで、第三組合～生協にいたる大衆同盟の活動家の反応は複雑である。当初は、市職労および「告発」側双方を不安をもって眺めつつ沈黙し「公害反対ニュース」の新刊を配布するといったことを続けていた。

だがまず、生協の主婦の一部が決起し、これが「住民党」の市議三人をだき込んで、「市民自身のための市財政の確立」というあいまいな声明をだした。しかしこの声明は市職労のエゴと「告発」側が自民党政治家と結びついている事実を暗黙のうちに指摘したために、「中間的」な立場だとみなされた。そしてこの声明に不満な主婦たちは活発なオルグにのりだ

し、その結果、全国的にも有名な第三組合の呼びかけで住民組織、生協の主だった者と市議の会議がもたれ、この問題にとり組む方針が討論された。スローガンは市職労の食いつぶしに反対すること、市民自身による市政の管理を中心とすることにし、組織としては第三組合等の現状からこれらの連合組織では不可能（第三組合等には市職労との敵対を躊躇する声がある）なので、新しく「市政改革市民同盟」をつくることとし、その代表に市議の一人をあてた。「同盟」はただちに住民を動員して市当局および市職労幹部との団交を要求して双方のいい分をまずたすことを戦術とした。

もともと日共は「宮本談話」以降当初の市職のようなあり方を是正するのが中央の方針だが、市職が長年つくりあげてきた「楽をして高給をとる」体制は深く重く、中央からする市職細胞にたいする介入によっても「方針転換」は容易ではない。それに新結成の「市民同盟」は具体的なのは正を市職に要求しており「バリ・コンミュニョンの故事」でお茶をにごすことではすまされない。こうして市職の足ぶみははじまり日共細胞の内部対立もうわさされるようになった。

他方、地区労内社会党協会派は市職内に勢力をもたぬこともあって「当然の権利」の立場を堅持している。だが「地区労」問題もち込もうとする労活メンバーおよび第三組合によってこの立場も微妙となってくる。他方、非協会派社会党および地区社会党は「市民同盟」にまき込まれて事実上この影響下に入れられつつある。これは社会党市議団の分解をもたらした。

かくして、「市民同盟」は急速に主役に登場するが、しかしこの運動はこれを構成している第三組合等の従来の性格にも大きな衝激と問題をなげかけることになった。

……………（以下本文書冒頭につづく）